

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 5 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 6 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 7 議案第 1 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 議案第 2 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 議案第 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 議案第 5 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 議案第 6 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 議案第 7 号 | 令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 14 議案第 8 号 | 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号) |

令和元年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月15日（水）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 5 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 6 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 7 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 議案第 4号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 議案第 5号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 議案第 6号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 議案第 7号 | 令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 14 議案第 8号 | 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
-

◎出席議員（16名）

議長 16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
1番	高橋義詔君	2番	稻場仁子君
3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

《令和元年5月15日》

◎列席者

町長 佐々木 修一君 代表監査委員 村瀬光明君

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君
民生部長	舟木淳次君	保健福祉課長	平間敏春君
経済部長	澤口浩幸君	税務課長	荒井正教君
経済部技監	内野清一君	建設課長	井上隆広君
総務課長	鈴木浩君	生田原総合支所長	門脇和仁君
情報管財課長	古賀伸次君	丸瀬布総合支所長	会津靖朗君
企画課長	佐藤祐治君	白滝総合支所長	鴻上栄治君
財政課長	堀嶋英俊君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
監査委員事務局長	奥山隆男君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長 菊地 隆君 事務局係長 小玉 美紀子君
事務局主幹 岩井 誠志君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和元年第3回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成30年度例月出納検査の結果、平成30年度水道料金の債権放棄報告、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第14までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、渡部議員、前島議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義詔君） 一登壇－

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和元年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

令和元年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成31年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、「FISファーアイーストカップ2019」についてでありますが、3月3日から5日までの3日間、えんがるロックバーレースキー場において、昨年に引き続き開催されました。

国際スキー連盟公認の国際大会であるこの大会には、9カ国、106人の選手が出場し、大回転及び回転の2種目において極めて高いレベルの戦いが繰り広げられ、大会を通じて遠軽町を世界に発信できたものと考えております。

大会の開催に御尽力いただきました関係者、協力者及び協賛者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今年度の開催につきましても御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、観光についてでありますが、太陽の丘えんがる公園及び丸瀬布森林公園いこいの森が4月27日にオープンしました。特に、丸瀬布森林公園いこいの森には、町内の関係機関や関連団体、さらには全国各地から開園を待ちわびた多くの鉄道ファンが訪れ、開園式及び雨宮21号出庫式を滞りなく終了し、連休期間中の雨宮21号等の軌道乗車数及びキャンプ場の利用者数が開園以来最大となったところであります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

承認第1号から承認第3号までの専決処分の承認を求めるについて、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号から議案第6号までの工事請負契約の締結については、令和元年度道の駅遠軽森のオホーツク外構整備工事、令和元年度ロックバーレースキー場人工降雪機設備等整備

工事、令和元・2年度(仮称)えんがる町民センター外構等整備工事、令和元年度山の手団地公営住宅長寿命化改修工事(61-A-1棟)の建築主体及び機械設備並びに令和元年度ロックバーレースキー場ナイター設備整備工事について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第7号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

歳入については、繰入金を補正し、歳出については介護保険特別会計繰出金及び白滝小学校屋内消火栓ポンプ更新工事に係る経費を計上したところです。

議案第8号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、介護保険システム改修業務委託料を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号

○議長（前田篤秀君）　日程第4　承認第1号専決処分の承認を求ることについて、日程第5　承認第2号専決処分の承認を求ることについて、日程第6　承認第3号専決処分の承認を求ることについて、以上、承認3件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

荒井税務課長。

○税務課長（荒井正教君）　承認第1号専決処分の承認を求ることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第1号、専決処分書。

専決処分の理由は、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、平成31年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。別紙11ページの次にあります参考資料、遠軽町税条例改正資料（第1条関係）をお開き願います。

改正条例は、5条立てとなっております。なお、改正資料に規定の整備とありますが、規定の整備とは、「によって」を「により」などの文言の整理、法などの改正による条項

号の追加及び削除等により、条項等にずれが生じたものの改正をあらわしております。

また、施行年月日については、平成31年3月31日の専決処分であることから、元号は平成として改正内容の右に記載しておりますので、御参照願います。

第1条関係ですが、アの寄附金税額控除については、国が指定する地方公共団体に対するふるさと納税の返礼割合を3割以下及び地場産品とするものを寄附金税額控除の対象とするものです。

附則の改正として、イの個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除第7条の3の2第1項については、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に住宅等を建設した場合、11年目から13年目までの住宅ローン控除において、所得税で控除しきれない税額を控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税から控除するものです。

第2項を削り、第3項は規定の整備であります。

ウの寄附金税額控除における控除額の特例については規定の整備、エの個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例第9条第1項は、寄附金税額控除に係る申告の特例について適用対象をふるさと納税とする及び規定の整備であります。

第2項、第3項は規定の整備です。

第9条の2は、ふるさと納税の申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除適用とする及び規定の整備であります。

オの法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、固定資産税の特例措置として地方税法で定められた割合を参照して、町条例で定めており、第10条の2第5項は、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等に係る家屋及び償却資産の特例措置期間を平成33年3月31日まで延長とする規定の整備。

第6項から第23項までは規定の整備、第24項は、国の補助を受けた特定事業所内保育施設に係る特例措置期間を平成33年3月31日まで延長とする規定の整備。

第25項は、都市緑地法に指定された緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地に係る特定措置期間を平成33年3月31日まで延長とする規定の整備、第26項は規定の整備であります。

次のページをお開き願います。

カの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第10条の3については、項の追加となり、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする申告についての規定。

第6項から第12項までは、項の追加による規定の整備。

キの軽自動車税の税率の特例、第16条第1項は、3輪以上の軽自動車が平成18年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車税の重課税率適用を平成31年度とするものです。なお、重課税率とはグリーン化を進める観点から、最初の新規検査年月から13年を経過した環境負荷に大きい軽自動車に対して標準税率よりおおむね20%を加算するものです。

第2項から第4項までを削り、第5項から第7項までは1から3において、平成30年度分・平成31年度分の軽自動車税の75%、50%、25%の軽課税率についてそれぞれ規定しております。

なお、軽課税率とは、グリーン化を進める観点から、排出ガス性能及び燃料性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車に対し、標準税率よりおおむね25%から75%を減額するものです。

クの軽自動車税の賦課徴収の特例については、規定の整備。

ケの東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、第22条第3項は文言の追加、第4項は規定の整備あります。

次のページへ移り、第2条関係ですが、アの町民税の申告については、第36条の2は項を追加し、確定申告書の提出により住民税申告書の一部記載事項を省略できるとするものです。

第7項から第9項までは、項の追加による規定の整備あります。

イの個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書については、給与所得者の扶養親族に単身児童扶養者の該当する場合は、申告書に記載できるとするものです。

ウの個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、第36条の3の3第1項は、公的年金等受給者の扶養親族に単身児童扶養者の該当する場合は、申告書に記載できるとするものです。

第2項・第4項は、規定の整備。

エの町民税に係る不申告に関する過料は、規定の整備あります。

附則の改正として、オの軽自動車税の環境性能割の非課税については、条を追加し、平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの間に購入した3輪以上の軽自動車の環境性能割が1%適用となる車両の税率を非課税とするものであります。

カの軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例については項を追加し、1は道知事が環境性能割の賦課徴収において、非課税対象車の判断をする場合は国の認定等に基づいて行う。2は、虚偽の申告により、道知事が環境性能割の納付額に不足額が生じた場合の規定、3は不足額における加算金についての規定を追加いたします。

キの軽自動車税の環境性能割の税率の特例については項を追加し、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に購入した3輪以上の軽自動車の環境性能割が2%適用となる車両の税率を1%とするものです。

クの軽自動車税の種別割の税率の特例については、第16条第1項は規定の整備、項を追加し、1から3において、平成32年度分・平成33年度分の軽自動車税の75%、50%、25%を軽課税率についてそれぞれ規定しております。

次のページに移りまして、ケの軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、項を追加し、1は軽課税率となる対象車の判断をする場合は、国の認定等に基づいて行う。2は、虚偽の申告により種別割の納付額に不足額が生じた場合の規定、3は不足額における

加算金についての規定を追加いたします。

次に、第3条関係ですが、アの個人の町民税の非課税の範囲については、寡夫又は単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えるものです。

附則の改正として、イの軽自動車税の種別割の税率の特例については、第16条第1項は規定の整備、項を追加し平成34年度分・平成35年度分の軽自動車税の75%軽課税率を電気自動車等とするものです。

ウの軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、規定の整備です。

次に、第4条関係ですが、遠軽町税条例等の一部を改正する条例(平成28年遠軽町条例第12号)の改正は、附則の改正として、アの軽自動車税の環境性能割の税率の特例については規定の整備。

イの軽自動車税の種別割の税率の特例については、車両番号の指定を受けた月から14年経過以後の軽自動車の重課税を規定するものです。

次のページをごらん願います。

第5条関係ですが、遠軽町税条例等の一部を改正する条例(平成30年遠軽町条例第11号)の改正は、アの法人の町民税の申告納付については、第48条第1項・第10項・第12項は規定の整備、項を追加し、1、大法人の納税申告が災害等により電子申告ができないときは、町長の承認を得た後に書面申告できる規定。2、承認を受ける大法人の提出期限についての規定。3、承認の取消についての規定。4、承認を受けた大法人の罰則免除についての規定。5、所轄税務署長に承認を得た場合における罰則免除についての規定を追加するものです。

附則の改正として、イの施行期日、ウの町民税に関する経過措置は規定の整備であります。

別紙に戻りまして、9ページをお開き願います。

附則について御説明いたします。

第1条は、施行期日を定めております。第2条から第4条は、町民税に関する経過措置を定めております。

11ページをお開き願います。

第5条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。第6条から第8条までは、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、承認第2号専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書。

専決処分の理由は、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて平成31年3月31日に専決処分をしたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料。遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

改正条例は、附則の改正となっております。

アの法附則第15条第18項の条例で定める割合については、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等に係る家屋及び償却資産の特例措置期間を平成33年3月31日まで延長とする規定の整備。

イの法附則第15条第39項の条例で定める割合については、規定の整備。

ウの法附則第15条第43項の条例で定める割合については、国の補助を受けた特定事業所内保育施設に係る特定措置期間を平成33年3月31日まで延長とする規定の整備であります。

エの法附則第15条第44項の条例で定める割合については、都市緑地法に指定された緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地に係る特定措置期間を平成33年3月31日まで延長とする規定の整備。

オの農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例については、規定の整備であります。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項は、施行期日を定めております。

第2項及び第3項は、経過措置を定めております。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めることがありますについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。

専決処分の理由は、平成31年3月29日に、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、平成31年3月31日に専決処分をしたものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

アの課税額については、基礎課税額を58万円から61万円に引き上げるものです。

イの国民健康保険税の減額については、基礎課税額の改定により限度額を58万円から61万円に改正し、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定において被保険者の数に乘じる金額を5割減額の場合は、当該金額を27万5,000円から28万円に、2割減額の場合は、当該金額を50万円から51万円に引き上げ、低所得者の軽減対象世帯を拡大するものです。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項は、施行期日を定めております。

第2項は、経過措置を定めております。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

以上で承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第1号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度道の駅遠軽森のオホーツク外構整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。契約金額は1億3,637万8,000円であります。

契約の相手方は、茶木・日新特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役茶木義尚。構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月10日、株式会社渡辺組ほか6社により指名競争入札を行い、茶木・日新特定建設工事共同企業体が1億3,637万8,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表16番に記載をしておりますので、御参照願います。

茶木・日新特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第2号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度ロックバーレースキー場人工降雪機設備等整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。契約金額は、1億8,150万円であります。

契約の相手方は、丹野・大同特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町大通北1丁目2番地41、丹野工業株式会社、代表取締役丹野義晴。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、5月10日、株式会社渡辺組ほか5社により指名競争入札を行い、丹野・大同特定建設工事共同企業体が1億8,150万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、17番に記載をしておりますので御参照願います。

丹野・大同特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月29日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第3号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度(仮称)えんがる町民センター外構等整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札であります、契約金額は1億3,717万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役後藤武史であります。

この工事につきましては、5月10日、株式会社渡辺組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が1億3,717万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表18番に記載をしておりますので御参照願います。

株式会社三共後藤建設とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和2年12月18日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（前田篤秀君）　日程第10　議案第4号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君）　議案第4号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度山の手団地公営住宅長寿命化改修工事(61-A-1棟)(建築主体)であります。

契約の方法は、指名競争入札であります、契約金額は2億4,849万円であります。

契約の相手方は、丸尾・日新特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘、構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月10日、株式会社渡辺組ほか5社により指名競争入札を行い、丸尾・日新特定建設工事共同企業体が2億4,849万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表19番に記載をしておりますので御参照願います。

丸尾・日新特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和2年2月28日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

《令和元年5月15日》

○議長（前田篤秀君）　日程第11　議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君）　議案第5号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度山の手団地公営住宅長寿命化改修工事(61-A-1棟)(機械設備)であります。

契約の方法は、指名競争入札であります、契約金額は6,006万円であります。

契約の相手方は、サトウ・阿部特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町西町2丁目8番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役佐藤好生。構成員、遠軽町2条通南1丁目2番地13、株式会社阿部水道、代表取締役阿部正人であります。

この工事につきましては、5月10日、有限会社ウエノほか5社により指名競争入札を行い、サトウ・阿部特定建設工事共同企業体が6,006万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表20番に記載をしておりますので、御参照願います。

サトウ・阿部特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和2年2月28日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12　議案第6号

○議長（前田篤秀君）　日程第12　議案第6号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第6号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度ロックバーレースキー場ナイター設備整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。契約金額は2億3,265万円であります。

契約の相手方は、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電気株式会社、代表取締役金谷正一。構成員、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役福家貢。構成員、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役工藤英高であります。

この工事につきましては、5月10日、山本電工株式会社ほか3社により指名競争入札を行い、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体が2億3,265万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表22番に記載をしておりますので、御参照願います。

遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月29日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第7号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)、日程第14 議案第8号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上、議案2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第7号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ374万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億7,674万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に374万9,000円を追加し、総額を8億7,699万2,000円とするものです。

これにより、歳入合計167億7,300万円に374万9,000円を追加し、総額を167億7,674万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に24万9,000円を追加し、総額を27億6,668万8,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費に350万円を追加し、総額を11億7,848万4,000円とするものです。これにより、歳出合計167億7,300万円に374万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の167億7,674万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、介護保険事業24万9,000円につきましては、介護保険システムの改修に係る経費として介護保険特別会計繰出金24万9,000円を追加するものです。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、小学校建設事業350万円につきましては、屋内消火栓のポンプが老朽化のため破損したことから、白滝小学校屋内消火栓ポンプ更新工事を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、374万9,000円の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第8号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ137万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億9,614万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。
次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に112万4,000円を追加し、総額を5億1,675万6,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に24万9,000円を追加し、総額を3億2,421万9,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計19億9,477万1,000円に137万3,000円を追加し、総額を19億9,614万4,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に137万3,000円を追加し、総額を4,304万4,000円とするものです。これによりまして、歳出合計19億9,477万1,000円に、137万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の19億9,614万4,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理費137万3,000円につきましては、特定個人情報のデータ追加変更による特定個人情報標準レイアウトの改番及び低所得者保険料軽減強化による平成31年度介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託料の計上であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金112万4,000円につきましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の計上であります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金24万9,000円につきましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務に対する事務費一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

3款民生費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

19款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和元年第3回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 石川秀秀

署名議員 渡部正騎

署名議員 前島英樹